む。）において準用する場合に限る。）及び第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二

（略）　（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）
第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項	
（略）	（略）

（農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部改正）

第九条　農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（対応措置等に関する説明書類の作成に係る期間等）	（対応措置等に関する説明書類の作成に係る期間等）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　法第七条第一項に規定する主務省令で定める営業所又は事務所は、次に掲げる事務所とする。	6　法第七条第一項に規定する主務省令で定める営業所又は事務所は、次に掲げる事務所とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第二条第一項第八号から第十三号までに掲げる者にあっては、信用事業（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条第二項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の五第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。）以外の事業の用に供される事務所	三　法第二条第一項第八号から第十三号までに掲げる者にあっては、信用事業（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条第二項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。）以外の事業の用に供される事務所
四　（略）	四　（略）

附　則

この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

む。）において準用する場合に限る。）及び第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二

（略）　（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）
第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項	
（略）	（略）